

累積（自動けいぞく）投資規定

第 1 条 （規定の趣旨）

1. この規定は、お客さまと当行のあいだの第 2 条に定める投資信託の受益権（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。
当行はこの規定にしたがって、累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客さまと締結いたします。
2. この規定に別段の定めがないときは、「証券振替決済口座管理規定」等にしたがって取扱います。

第 2 条 （適用範囲）

この規定は、当行が取り扱う全てのファンドにかかる累積投資について、適用するものとします。

第 3 条 （申込方法）

1. お客さまは当行所定の手続きにより、本契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。
2. 本契約が締結されたとき、当行はただちにファンドの累積投資口座（以下「口座」といいます。）を開設いたします。

第 4 条 （金銭の払込み）

お客さまはファンドの買付けにあてるため、各ファンドの最低投資金額以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第 1 回目の払込金はこれを契約の申込時に払込むものとし、第 2 回目以降は随時払込むものいたします。

第 5 条 （買付時期・価額）

1. 当行はお客さまから買付けの申込があったとき、遅滞なくファンドの買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、買付約定日におけるファンドの基準価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
3. 買付けられたファンドの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客さまに帰属するものといたします。

第 6 条 （管理）

本契約により買付けられたファンドは当行が振替決済口座の口座管理機関となり振替口座簿に記載または記録して管理します。

第 7 条 （果実の再投資）

1. 前条の管理にかかるファンドの果実は、お客さま名義で当行が受領のうえ、その全額をもって決算日の価額によりファンドを買付け、当該お客さまの口座に繰入れます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
2. お客さまはいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。

第8条 （返還）

1. 当行は、本契約に基づくファンドについて、お客さまからその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還約定日におけるファンドの基準価額に基づくものとします。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

第9条 （解約）

1. 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - （1）お客さまから解約の申し出があったとき
 - （2）証券振替決済口座が解約されたとき
 - （3）当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - （4）この契約にかかるファンドが償還されたとき
 - （5）やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. 本契約が解約されたとき、当行は遅滞なく、管理しているファンドを第8条に準じて当行において、お客さまに返還いたします。

第10条 （届出事項等の変更）

氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条 （その他）

1. 当行は本契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - （1）当行所定の手続きにより、本契約に基づくファンド返還代金の金銭を返還した場合。
 - （2）天災地変その他不可抗力により、本契約に基づくファンドの買付けもしくはファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、お客さまに通知することなく、変更できるものとします。この場合は、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上

※ 最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。